

議案第 2 1 号

三次市山の学校設置及び管理条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市山の学校設置及び管理条例（案）

（設置）

第 1 条 都市と農村の交流を促進し，活力あるまちづくりを進めるため，豊かな農村環境の下での研修，レクリエーション，農業体験等を通じて，都市住民に憩いの場を提供し，地域住民等の交流及び研修を行い，並びに農村文化活動を促進するため，三次市山の学校（以下「山の学校」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 山の学校の名称及び位置は，次の表のとおりとする。

名 称	位 置
上田山の学校	三次市上田町 3 8 8 番地

（施設）

第 3 条 山の学校の施設は，次のとおりとする。

体験交流宿泊施設

野外集会場

体育館

（業務）

第 4 条 山の学校は，施設並びにその附属設備及び備品（以下「施設等」という。）

を研修，宿泊その他一般の利用に供する。

(指定管理者による管理)

第5条 山の学校の管理は，三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三次市条例第299号）第3条の規定により指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用時間等)

第6条 山の学校の利用時間等は，別表のとおりとする。

2 指定管理者は，必要があると認めるときは，あらかじめ市長の承認を得て，利用時間を変更することができる。

(休業日)

第7条 山の学校の休業日は，12月29日から翌年1月3日までとする。

2 指定管理者は，必要があると認めるときは，あらかじめ市長の承認を得て，臨時に開業し，又は休業することができる。

(利用の許可)

第8条 山の学校を利用しようとする者は，指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の取消し等)

第9条 指定管理者は，次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は，山の学校の利用を停止し，又は取り消すことができる。

その利用が，秩序若しくは風俗を乱し，又は乱すおそれがあると認められるとき。

その利用が，公衆衛生に害を及ぼし，又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

その利用が，山の学校の施設等を損傷し，又は損傷するおそれがあると認められるとき。

その利用が，この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。

前各号に掲げるもののほか，山の学校の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって山の学校の利用の許可を受けた者に損害が生じることがあっても，市又は指定管理者は，その責めを負わない。

( 利用権の譲渡等の禁止 )

第 10 条 第 8 条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 利用料金の納入等 )

第 11 条 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、後納することができる。

2 利用料金は、別表に掲げる範囲内において指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

( 利用料金の減免 )

第 12 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

( 利用料金の不還付 )

第 13 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

( 原状回復の義務 )

第 14 条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は利用を停止したときは、これを直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を利用者から徴収し、以降の利用を許可しない。

( 責任 )

第 15 条 利用者の不注意その他管理者の責任に帰すことができない理由による事故に対しては、指定管理者は、責任を負わない。

( 損害賠償の義務 )

第 16 条 利用者は、故意又は過失により山の学校の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

( 指定管理者が行う業務 )

第 17 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

#### 第 4 条に規定する業務

施設の利用許可に関する業務

利用料金の設定及び徴収に関する業務

施設等の維持管理に関する業務

前各号に掲げるもののほか，施設の運営に関する業務のうち，市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第 18 条 指定管理者が施設の管理を行う期間は，指定を受けた日の属する月の翌月の 1 日から当該年度の 3 月 31 日まで及び翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年間とする。

2 指定を受けた日の属する月の翌月の 1 日又は指定を受けた日が 4 月 1 日の場合においては，前項の規定にかかわらず，当該の日から起算して 3 年間とする。

3 前 2 項いずれの場合においても，指定管理者の再指定を妨げない。

(市長による管理)

第 19 条 市長は，三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第 2 条の規定による申請がなかったとき，手続条例第 3 条の規定による指定ができなかったとき，又は手続条例第 7 条第 1 項の規定により指定を取り消し，若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたとき，若しくは市長が必要と認めるときは，第 5 条の規定にかかわらず，施設の管理の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは，別に定める。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は，この条例の施行日前においても，三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条

例の規定により行うことができる。

(指定管理期間の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に指定する山の学校の指定管理期間については、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

別表(第6条・第11条関係)

1 山の学校利用時間

区分		利用時間
体験交流宿泊施設	宿泊	午後3時から翌日の午前10時まで
	貸室	午前8時30分から午後9時まで
体育館		午前8時30分から午後10時まで

2 山の学校利用料金

区分				利用料金
入校料(1人当たり)				100円
体験交流宿泊施設	宿泊	教室(宿泊室), シャワー 及び風呂	3人以上	1夜につき1人2,500円
			貸室	教室(宿泊室)
	3時間を超え1時間あたり	1室につき500円		
	創作交流室	3時間まで	3時間を超え1時間あたり	3,000円
			3時間を超え1時間あたり	500円
	シャワー	1人1回につき	100円	
	風呂	1回につき	3,000円	
	貸切利用	日帰り	9時間まで	15,000円
宿泊		24時間まで	20,000円	

		24時間を超え 1時間当たり	1,500円
		追加1夜につき	10,000円
野外集会場	1団体1日につき		1,000円
体育館	専用利用	アマチュアスポ ーツ	500円
		アマチュアスポ ーツ以外	1,200円
	専用利用以外	半面	250円
		1/4面	120円

#### 備考

- 1 体験交流宿泊施設及び野外集会場については、利用者が営利目的の場合は、利用料金の2倍の額とする。
- 2 体育館については、小学校児童及び中学校生徒が利用する場合は、利用料金を徴収しない。
- 3 体育館については、利用者が市外居住者の場合は、利用料金の2倍の額とする。
- 4 体育館については、利用者が営利目的の場合は、利用料金の3倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、利用料金の5倍の額とする。